## 保険証・受給者証などの更新のお知らせ

現在交付している下表の保険証・受給者証などの有効期限は「令和3年7月31日まで」となっています。 対象となる方には、更新に必要な申請書または新しい保険証・受給者証をお送りします。更新にあたり 申請が必要な場合には、忘れずに申請書を提出しましょう。

なお古い保険証・受給者証などは8月1日以降に役場へ返却してください。

## ■更新が必要な保険証・受給者証など

区分	後期高齢者 医療 被保険者証	後期高齢者医療 限度額適用認定証	国民健康保険 限度額適用認定証	国民健康保険高齢受給者証
		限度額適用・ 標準負担額減額認定証 (※1)	限度額適用・ 標準負担額減額認定証	
対象者	後期高齢者医療制度加入者(※2)		国民健康保険加入者	70歳から 74歳までの方 (国民健康保険加入者)
手続き方法 ・受付日程	7月下旬までに新しい保険証・認定 証をお送りします。		引き続き認定証が必要な 方は申請書を町民生活課 まで提出してください。 (対象者には個別通知を お送りします。)	7月下旬までに新しい 受給者証をお送りしま す。
手続きに 必要なもの	手続き不要		・被保険者証(保険証) ・印鑑 ・個人番号が分かるもの (詳しくは個別通知 をご確認ください。)	手続き不要

- (※1)令和2年度中に認定証の交付を受けていた方で、今年度も引き続き該当になる方にお送りします。
- (※2)65歳から74歳までの一定の障がいがある方で、後期高齢者医療制度に加入している方も含みます。

## -注意事項-

- ・被保険者証または受給者証、認定証の自己負担割合・区分は所得の状況や申告の修正、加入者の異動により変更となる場合があります。
- ・未申告の方がいる世帯の場合、正しい区分判定が行われませんので、忘れずに所得の申告をしましょう。

❸町民生活課 ☎72-6933

## 広 告 募 集 中

■1号広告:各ページの下1段(タテ45ミリメートル×ヨコ178ミリメートル)

掲載料…1回10,000円/連続6回50,000円

■2号広告:各ページの下1段の2分の1(タテ45ミリメートル×ヨコ88ミリメートル)

掲載料…1回5,000円/連続6回25,000円

詳しくは、お問い合わせください。

₿総務課 ☎72-2111